

## 会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会 第2回
開催日時	平成29年10月23日（月曜日）午後7時から午後9時まで
開催場所	市民会館3階 第1・第2会議室
出席者	部会員：荒牧部会長、早乙女部会員、菅野部会員、長倉部会員、林部会員、古川部会員、 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、保育課主幹 岡田、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、子ども家庭支援センター長補佐 金谷、子育て支援課調整係 栗林、田中、八巻 欠席者：浜名部会員、保谷部会員
議題	1 内容 (1)（仮称）子ども条例に盛り込む内容について (2) 子どもの意見聴取の方法等について 2 その他 次回の専門部会について
会議資料の名称	資料1 平成20～22年度「子どもヒアリング」の実施日等について 資料2 子どもの意見聴取について 配布資料 西東京市子どもの権利に関する意識アンケート調査報告書
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 内容</p> <p>(1)（仮称）子ども条例に盛り込む内容について</p> <p>（事務局から第1回（仮称）子ども条例検討専門部会資料5について説明）</p> <p>○荒牧部会長：</p> <p>神奈川県川崎市が初めて総合的な子どもの権利を保障する条例を作った。これがひとつのモデルとなっている状況だと思う。</p> <p>条例は基本的には前文はつけないが、子どもの権利を尊重する条例においては、前文で条例の趣旨や精神を示しているものが結構ある。川崎市、豊田市、松本市等は子どもたちの意見等も入れている。川崎市は制定のプロセスにおいて独自に公募した子ども委員会という会議で逐一検討をして前文を作っている。</p> <p>子どもの権利のカタログについては、子どもたちへのメッセージとして、さらに施策の検証や計画策定時の柱になるように、よりわかりやすく作っている自治体が多い。多治見市は、権利のカタログの考え方は全て前文に書いて、本文は子どもの権利の普及というところまでとどめている。松本市は、市をどういうまちにするか、前文で「すべての子どもにやさしいまち」として、子どもたちの意見を入れながら6項目を示している。</p> <p>文体は、わかりやすい言葉を使うだけでなく、その言葉と市のほかの条例の言葉との関連を明確にしないと条例は動かない。その兼ね合いは非常に難しい。ただ、できるだけ子どもにわかりやすくということ、ですます調やルビをふっているところがある。</p> <p>取り組み・施策のテーマは、大抵資料にあるようなことが挙げられている。基本的には自治体、親、地域の大人に対して何かを義務づけたり責務を明確にしたりしている。</p>	

一方で、こういう条例は罰則規定がないので、親に何かを義務づけてもどこまで意味があるのかという意見もある。松本市では、保護者が子育てについて第一義的な責任を有すると同時に、その責任が果たせるように支援されると規定されている。

取組みの主体で問題なのは子どもの役割で、そもそも子どもに子どもの権利を保障する条例なので、多くの自治体では子どもの役割は規定していない。岐阜市の条例では子どもに義務を課しているというが、条例に規定すべきことなのか、規定したときに効果があるかということ十分に検討することが必要だ。

取組みの推進については、行動計画を作ってそれを検証する仕組みを持っている自治体が一定数ある。既存の子どもに関する計画とは別に条例を具体化する計画を作るのか、それとも、西東京市の子育ち・子育てワイワイプランのような総合的な計画と連動させるのかというのは、考え方だ。

条例の実施状況の検証は、川崎市は専門家からなる委員会を作って検証している。青森市は児童福祉審議会の一部門に検証を任せている。今は自治体の中にたくさんの委員会があるので、既存の委員会に役割を持たせるのか、新たな委員会を作るのかは、自治体の状況に応じて考えていくことになる。

子ども参加の仕組みとして、川崎市、松本市、豊田市で子ども会議を設置している。これは子ども議会のようなイベントではなく、子どもの社会参加のための会議で、1年間等の任期で公募の子どもたちが運営にあたり、意見をまとめて自治体に提案をして、自治体はそれを尊重しながら進めていくという参加の形態をとっている。

また、子ども関係の施設で子どもが運営に参加することを制度化しているところは結構ある。川崎市、松本市は児童館等の設置の際に、建設の段階から子どもの意見を聞かないといけないし、その運営にあたっては子どもが参加する運営協議会を作っている。子ども参加は、仕組みを作ってもそれをどう使うかは大人次第のところがあるので、素晴らしい仕組みがあるというだけで判断してしまうのは不十分だと思う。

川崎市は市立の学校の場合、条例に基づいて子どもと教職員と保護者と地域の人の四者協議会を開かないといけない。これは学校評議員制度を兼ねている。学校評議員制度の規定には子どもは入っていないので、条例で特に子どもを入れる形にしたものである。法律に子ども参加の仕組みができていないので、条例で何らかの形を作っていくことになる。

自治体で制度を作るときに条例の効力が最も必要なのは、子どものSOSを受け止める機関である。公的な独立した機関は地方自治法においても想定がされていないので、こういう条例で根拠とか独立性の担保とかを規定しているところがある。

資料5の自治体の条例のうち、日野市は子どもの権利と旧来の青少年健全育成条例をあまり検討しないまま合体しているので非常に評価が難しいし、運営が難しいので念頭に置かなくていい。ほかの自治体については、それなりに動いている。

条例は完全なものを作れるわけではない。でも条例を実施するための手立て・計画を作る。その計画だって完全ではないとすると、計画がちゃんと実施されているかを検証する仕組みを作る。そうやってつながっていき、より良くしていくところに総合的に定めている意味がある。

世田谷区は、当初は子どもの権利を尊重する条例を作ろうとしていたが、全国的に反子どもの権利という動きが非常に強く、権利というのをひとまずおいて、子どもを支援する条例を作った。その後大分経ってから、子どもの相談救済を独自に受け止めて解決をする仕組みが必要だということで、条例改正をして救済制度をいれた。世田谷区の場合

合は、様々な施策の上に救済制度があるので、成果をあげやすい。

最初に救済制度を入れたのは兵庫県川西市で、救済制度だけの条例を作った。いろいろな対策をとってもいじめ等の問題が解決しなかったので、当時ヨーロッパで動きがあった公的な第三者機関を作ったものだ。こういう独立した機関は最終的に市民がその必要性や活動を監視しなければ動かないので、毎年報告書を作っている。その最初の報告書で、第三者機関の活動を通じて家庭や学校の子どもたちの姿が見えたことと、子どもの意見表明・参加を制度化しないと救済だけでは不十分だという提言をしている。川西市の場合は、救済については様々な成果を挙げているがほかはずっとそのまま状況だ。救済制度を総合的な条例の中で作る意味はすごく大きい。

以上、補足が長くなったが、せっかく40余りも総合的な条例が作られているのでそういうものを参考にしながら、条例に盛り込む必要があることなどについて意見を伺って、子どもたちの実態、意思・意向、西東京市の行政の取り組み状況、関係機関や市民社会での子ども支援・子どもの権利を大切にする取組み等を総合して、西東京市にふさわしい条例を検討していきたいと思う。

○林部会員：

前回条例の策定を議論したときと比べて、より重要になってきそうなところはあるのか。西東京市の状況を詳しく知らないので教えてほしい。

○事務局：

前回の検討が休止になってからこれまでの間に、教育委員会でいじめ防止条例を制定したり、中学生の自死事件があったり、シンポジウムを開催したり、さまざまな取組みをしてきた。そのなかで市長からあらためて検討したいという話があった。総合的に取組みを進める必要があるというのが行政側の考えだ。推進する体制については、10年計画のワイワイプランが来年・再来年で中間見直しを行なうので、その中で取り組んでいけたらと考えている。

○荒牧部会長：

前回の条例要綱はかなり総合的で、子ども参加も子どもの相談救済制度もあるので、基本的には資料に載っている条例に入っているものが提案されている。この間、以前の条例検討に関わった古川部会員が特に感じられているところはどこか。

○古川部会員：

一番大きい出来事は中学生の自死のことだ。全体的なところでは、虐待は、通告のシステムが明確になったことで今まで声が上がりにくかったところからの吸い上げがつまりらかになってきた部分もあると思うが、事例がどんどん増えているのでそのあたりと、いじめ対応のあたりは必須かなと思う。10年前に検討したときも、私自身は子どもに権利があるのは当たり前だと思っていた。会議を重ねていくうちに、権利はトゲトゲしたものではなくもっと身近なところであって、子どもも大人も含めてみんなが互いを認めあう穏やかな社会の構築のために、成熟したまちとしての有り様のために大切な存在になっていくのではないかという思いで作っていた。思いとは裏腹に現実には残念な事件がどんどん出てきてしまっているの、それは現実として捉えながら、机上の空論にならないようなものにしていかなければいけないと思っている。

○菅野部会員：

子どもたちは、自分がいじめられているということについて、すごく我慢をする子が多い。子どもが自分の気持ちを素直に自ら発することができるということがとても大切だと思う。また、学校生活が楽しいか・楽しくないかということに関しても、西東京市は不登校がとても多いので、そのあたりの子どもたちの心理を織り込んだものがほしい。一般に学校に楽しく通っている子どもではなく、心に傷のある子どもたちの心理をこの条例でどのようによくしていくかがとても大切だと思う。よく考えてやっていきたい。あとは自殺する子が多いように思う。なかなか表立って発表されていないような感じもあるが、生きることの大切さを考えていくものにしたい。

○長倉部会員：

誰を対象にするものなのかがぼんやりしないようにしたい。子どもに対して直接メッセージ性のあるものにするのか、それとも市民に向けるのか。条例は自治体に実施を義務づけるというお話があったが、それだと机上のものになってしまう気がする。せっかく作るなら活用されるものであるべきだと思うし、子どもには参加する権利がある。参加には、条例を理解できるようなものにする必要があるのではないか。作って終わりではなくて、ちゃんと実施できているかどうか、作ったものがどう生きているのか、PDCAサイクルみたいなものをきちんと審議する場もあるべきだと感じている。

○荒牧部会長：

こういう条例は複合的だ。西東京市の子どもに関する姿勢を現す、子どもや市民に対するメッセージでもある一方で、施策を推進する根拠となるものなので、行政に向けて施策の実施を義務づける部分が多くある。また、新たな制度を作るときには条例がないと制度の根拠がない。単に子どもや市民に対するメッセージであれば憲章や宣言ですむし、そういう形にした方が子どもたちにはわかりやすいと思うが、それはあまり意味がなくて、行政に施策の実施を示すとなるとそれなりの規定をしなければいけない。しかし、行政だけがやればすむものではなくて、市民や子どもを含む人たちもこの条例の実施に動かないと意味がない。その辺の兼ね合いが非常に難しい。

○長倉部会員：

そういう意味で、前文があるのは非常にいいと感じた。

○荒牧部会長：

前文を子どもや市民に対するメッセージ部分にして、そこを子どもと一緒に作っている自治体もある。

西東京市にもたくさん条例があって、条例に基づくいろいろな施策がとられているが、市民の皆さんは市の条例には関心がない。ところが、子どもに関わる条例は、市民にも子ども自身にも知ってもらわないといけないので悩ましい部分が出てくるし、誤解を恐れずにいえば、どこかで妥協せざるを得ない。

行政は毎年自ら必ず事業評価をやるが、条例の実施を何らかの形で監視したり推進したりするための仕組みがあったほうが、市民と仕組みと行政をつないでやってける場合が多い。

○長倉部会員：

条例は「努めます」とか方針みたいなものと、それを実際の取組みに落とし込むために実施機関みたいなものを設置しますというものもあると思うが、それも複合的なものなのか。

○荒牧部会長：

大抵は条例で施策の方向とか取組みが上げられ、同時にどう取組むかが規定してある。行政は必ず何らかの施策を実施する。それを条例の規定に基づいてやるのか、より具体的に作った計画に基づいてやっていくのか。西東京市は子育て・子育てワイワイプランがあるので、そのほかに条例に基づいて計画を作ると事業が結構ダブるだろう。それをどうするかはまた議論をしていくことになると思う。行動計画や推進計画を作ってやっている自治体も多いが、それは総合的な子ども計画がなかったときに作っているものが多い。今は国の計画を受けて自治体でも総合的な子ども計画を作っていて、その計画に任せるとか、総合的な計画と条例との関係を明確にしてやっている自治体もある。調布市は計画の中に条例の何条を具体化するものか明記してある。やり方はいろいろだ。ただそういう条例の効果的な実施を市民とともに検証する仕組みは多くの自治体で設けている。

前回提案された条例要綱は総合的な条例だ。いろいろな自治体を見ていると、総合的な条例の方が救済においても参加においても居場所づくりにおいても効果があるのは実証済みなので、西東京市も総合的な条例を基本において議論した方が、前回の検証にもなるしいいのではないかと思う。

○林部会員：

西東京市には市民参加条例があるが、その市民参加の中に子どもはどれだけ入っているのか。子どもも市民ではあるが、ここで作る条例とほかの条例でいう参加との関係はすごく大事だと思う。

あとは、いじめ防止条例はできているが、条例というのは学校現場には浸透していきにくい部分がある。そこへの啓発はどうなっていくのか。いじめ防止条例等を含めて総合的に子ども条例の中でどういう整理がされていくのか。総合的な条例というところでは、ほかの条例との関係性はきちんと位置づけることが大事ではないか、というのが気になっている。

○荒牧部会長：

他の条例との関係、計画との関係、制度との関係はすごく重要なことだ。前回の条例要綱では公的な第三者機関を作ると提案されている。救済制度は他市にいくつか例があるから規定すること自体は難しくない。問題は、西東京市の他の相談機関や救済制度とどう関係するのかということだ。さらに救済は、救済制度をつくれればそれで解決するわけではない。居場所とか、子どもの生活とどうやってうまくつながるようにするかという制度設計がないまま救済制度を作っても意味がない。事務局から既存のところとの関係を報告してもらって議論をすることになる。

豊島区の条例はすごく詳細な規定だが、多数決で可決したので、予算のときに反対の声があってなかなか動きが取れなかった。公的な第三者機関も大分経ってから作られ

て、それも第三者機関とはとてもいえないような状況に置かれている。条例ができたあとどう動くか、動かせるかということ議論しないとイケない。

ここである程度案が固まったら、各部会員が所属するところでは条例はどんな意味があるかというようなことを1回は議論したい。この条例があることによって自分たちの取組みがこういうふうに進むとか、子どもの支援や子どもの成長にこういうふうの意味があるとか、意味がある形で受け止めてもらえるような議論をしなければ、条文のきれいな提案はできても施策が動かない。わたしは、専門家が見て形のいい条例ということではなく、力を入れている場所がわかるとか、そういうでこぼこがある条例であっても構わないと思っているし、ここで提案するときにも、この委員がいたからここが強調されたというのが見えてもいいと思っている。あくまでも西東京市の条例ということで考えていただければいいと思う。

他の自治体の条例も参考にしながら、児童福祉法が改正されてそれを受けての条例作りだということとか、自死事件を二度と起こさないとか、西東京市の子どもたちがもっとよりよく成長できるような環境のために何が必要かということ、こういう規定があるからこそその方向にいけるんだということが出せるといいなと思っている。西東京市ならこうだというのを思いついた段階で、適宜ご意見を事務局に渡しておいていただければと思う。

○菅野部会員：

居場所の問題とかコミュニティの問題については、青少年問題協議会が取り組んでいると思うので、そちらの意見を聞くのが早いのではないかな。児童館やいろいろな場所で子どもたちの意見を聞いてとりあげている。私は前回話題に出ていた多文化問題とかLGBTの問題もとても気になるので、その問題も織り込んでいただきたい。コミュニティに関しては、私たちが動くというよりもほかのいろいろな委員会等での結果を見させてもらって、その中から出していくのもひとつの手かと思う。

○荒牧部会長：

西東京市の取り組み状況については、いろいろ報告をしてもらおうと思っている。そういうものを踏まえて作らないとのちの連携もできない。

○古川部会員：

ピンポイント過ぎるかもしれないが、不登校の問題では、本人が行かない・行きたくないと言ってるだけではなく、学校側が自宅に電話をしたり訪問したりしても親御さんの考えでシャットアウトされていることが結構ある。そういう場合は子ども自身の声を聞けていないし、子どもの権利を侵害してるのではないかと私は思っている。条例ができたときには、子ども自身にちゃんと話す機会を与えるべきだというあたりとか、子どもはその気持ちを表現することについていささかの制限も受けないとか、そういうことは非常に重要だと思う。

○菅野部会員：

不登校についての委員会も最近できたのではないかな。ただそれも大人が委員会で話しているものなので、子どもが置いてけぼりになっている可能性がある気もする。

○荒牧部会長：

不登校の問題を意見表明の部分だけで見ると不十分なので、不登校とか、虐待とか、いじめとか、それぞれの状況をどう見ていくかということは、また検討しないといけないと思う。子どもの権利の視点からそういうものを捉えるのは非常に重要だ。例えばいじめの問題で私たちは、いじめている子ども、傍観している子ども、はやし立てる子どもたちが二度とそうしないようにという指導に目が向くが、そうするといじめられている子どもは抱えるか逃げるかという状況になっている。子どもの権利の視点からいじめを捉えたときにどうなるのかということも関係してくる。

○菅野部会員：

不登校は、ある日突然本当に子どもが行きたくないというのは、いじめだけではなく家庭の問題とかも含めていろいろある。

○荒牧部会長：

不登校といじめをイコールにしているのではない。いじめとか不登校とか虐待とか、すべてを子どもの権利の視点から見ることが重要だ。

○林部会員：

そういう意味で前回の条例要綱を見ると、子どもの立場に立てる環境を作っていくというような記述はない気はする。市は子どもの意見や考えを聞きますと書いてあるが、子どもが利用している場所などの周りの大人がちゃんと子どもの声を聞ける社会にしていくというのは、もっと打ち出したほうが良いと思う。そこが、子ども自身が自分もひとりの人間だと尊重されているとか、西東京の市民なんだとか、地域の一員なんだと感じるところで、意見を聞かれないというのは半人前扱いされていることだと思うので、そうではない環境を作っていくことが求められている。そういう環境を整備していくというのがこの条例からきちんと伝わってくるというのではないか。子どもはそこが必要だから、いろいろと居やすい場所を求めているのではないかと思う。

○荒牧部会長：

どういふふうに子どもたちの意思意向・実態を掴むかということも重要なことなので、そちらのほうの議題に少し移りたい。

(2) 子どもの意見聴取の方法等について

○荒牧部会長：

前回のアンケート調査結果等もあるので、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局から、資料1、2、平成20年アンケート調査報告について説明)

○荒牧部会長：

時間的な制約があるなかで実施していかなければならない。子どもの意見聴取について見識のある林部会員に主として動いていただきたいが、ご意見を伺いたい。

○林部会員：

目的をどこに置くのかだと思う。子どもの実態を知ることが目的とするのか。その項目を知ったことによって条例案にどう影響するのか、それがどう反映されるのか、子どもたちが条例をどう知るのか、子どもの声をどう反映させるか。

高校生世代の声をどう反映するのか。市外在住で西東京市に通学している子どももいるが、そういった子どもも対象になると考える。高校生世代の子どもの意見を拾う方法として、市内の高校等に協力を依頼して実施することも必要ではないか。

○荒牧部会長：

意見聴取については、子どもの実態を知ることが大切である。意見聴取の目的としては、子どもの実態を知り、それを条例案に反映していくこと、聴取した子どもの意見を条例に組み入れることのほかに、子どもに条例づくりをしていることをPRしていくことがある。

ヒアリングは人手、子どもの都合、期間の問題がある。ヒアリングだけにするのか、アンケートも実施するか。

○林部会員：

すでにほかの部署でやっているアンケートがあると思うので、使えるデータはそちらを使いたい。質問項目を含めた資料がほしい。いじめに関する調査等もやっているのではないか。

○荒牧部会長：

前回と同じアンケートをやる手法もある。アンケートとヒアリングの結果を前回のものと比較すれば施策の効果を見ていくことができる。今回は時間が限られているが、学校ははずせないだろう。早乙女部会員のところでは協力してもらえると伺っている。

○林部会員：

学校は、エリア毎に抽出せざるをえない。

○荒牧部会長：

子どもたちの実態を把握する必要がある。たとえば古川部会員や菅野部会員が把握している事例も実態のうちのひとつである。

○林部会員：

市民まつりや青少年の日のイベントはこれからあるのか。

○早乙女部会員：

市民まつりは11月11日、12日に実施される。わたしのクラブでイベントエリアにテントスペースを持っている。以前そこでアンケートをとったこともある。両日で300～500人くらいアンケートが取れたと思う。必要ならば場所を提供することはできる。

市民まつりには高校生のボランティアがくる。市民の子は2割弱程度だが、協力をお願いすればアンケートができるのではないか。



○荒牧部会長：

そういう場合は項目を絞ったほうが聞きやすいだろう。次回にどういうふうにやるか明確にしたい。

○菅野部会員：

児童館のあり方についての調査で、子どもが子どもにインタビューしたことがある。明保中の子が保谷小の子にインタビューをしていた。あとは、小学校にはボランティア委員会というのがあるはずなので、そういうところにも頼めるのではないか。

スキップ教室とニコモルームには不登校の子がいるし、子どもの食堂にもいろいろな子がいる。

○荒牧部会長：

前回の条例検討時から今までで大きく社会問題となってきたのは貧困だろう。子ども食堂は市内に何箇所あるのか。また市のサポートはあるのか。

○事務局：

市内には7箇所ある。

○荒牧部会長：

資料にあげられたところを全部やるのは大変だろう。どういうところを対象にするのがいいか。

○林部会員：

外国籍の子どもや児童養護施設では話を聞きたい。あまり表に出てこない子どもの声を反映するのはいいことだと思う。

○長倉部会員：

児童養護施設の利用者への質問は、第三者評価のものとほぼ被っているようなので、その結果を使ってもいいのではないか。結果はホームページで公表している。

ショートステイで来ている子へのヒアリングはありかとは思いますが、まとめて一度に何人にもは聞けない。

自己肯定感は何で聞かせるのか。虐待を受けてきている子は自分のことが好きだなんて思わない。第三者評価では聞かれていない設問である。

○荒牧部会長：

前回のアンケートはよくできているが、ヒアリングするとなると選択肢が多すぎる。一番知りたいのは、困ったこと、悩んだこと、そのときどうしているのか。いきなりネガティブな質問から入るのではなく、肯定的なメッセージが入らないと答えてもらうのはなかなか難しいと思う。困難な状況にある子どもに確実に届くものにしたい。

○早乙女部会員：

子どもの定義を0歳から18歳としているが、大人になったときの状況でこの条例が効果的なものかどうか分かるのではないか。子どもから成長していくなかで、どういうふ

うに変わってきているのか、協力者を決めて、何年かごとに同じ内容を聞くと変化がわかる。それが生きた体験として条例につながるのではないか。

○古川部会員：

縦断調査は大切なことだと思う。「関わり」がキーワードで、その子が変化していくことが分かって、こんなふうに変化していったというような事例を残していくことができれば、他の子のためになる。

○菅野部会員：

小学生未満についてはどうか。聞き取りができるのか。子どもの人権相談を受けていると、保育園のときにいじめを受けて、小学生になってからもそのことに気持ちを引っ張られている子どもがいる。

○古川部会員：

表現しやすい聞き取り方だと受け取れるのではないか。

○林部会員：

ドイツのベルリンでは、団地の公園を整備するのに4歳の子どもにヒアリングをしていた。そういうことで大人が意見を聞いてくれるということが伝わる。

○菅野部会員：

小さい子どもであっても、楽しい？ 苦しいことはない？ など聞かれて、思うところはあるはずだ。

○古川部会員：

聞くということはやるべきだと思うし、就学前の子どももグループワークをして意見をまとめることもできる。ただし、そのためには聞く側の力も大切だ。権利というときの質問は難しいかもしれない。

○荒牧部会長：

早乙女部会員の言った経年調査は、条例ができたあとの評価につながるもので、そういうものも重要だと思う。一人の成長に合わせてやっていく。意味のある大人が関わっていくのではなく、意味のある大人になるまで経年をみていくということは、今までにない試みではないか。

一定の人数の結果を得るために、長倉部会員の言っていた児童養護施設の第三者評価の調査結果は活用させてもらう。

就学前の子どものヒアリングは、見ず知らずの大人がやるより、すでに子どもと関係を持っている人がやるのがいいだろう。古川部会員の協力も得ながら実施したい。

ほかに、外国籍の子ども、高校生世代、障害のある子ども、LGBTに関連することも必要かと思う。必ずしも子どもたちに直接ヒアリングできなくても、その支援者から意見をもらうこともできる。

子ども食堂との調整は市のほうで行なってほしい。

不登校の子たちについては、スキップ教室もニコモルームも市の教育委員会がやって

いる事業だと思うが、民間でやっているフリースペースのようなものはないのか。NPOに協力してもらおうとかして、項目的にもある程度絞って実施できるといい。質問項目に、相談救済のこと、子ども参加のこと、子どもの居場所の項目はほしい。

市民まつりは、せっかくの機会なのでやりたい。少なくとも前回と同じようなものはできるか。市内在住かそうでないかも聞けるといい。

林部会員と事務局で調整をして、実施する場所と質問項目の案を出してほしい。

次回の会議では、アンケートの設定を固める。

行政サイドの施策について、どういう取り組みをしているか、どういうところに力を入れているのか説明してほしい。また、市民レベルではどういう取り組みがあるのかを知った上で、どういう条例にするのか話し合っていきたい。

## 2 その他

○事務局：

次回の専門部会は、11月10日（金）午前10時から、田無庁舎 2階の202・203会議室で実施をさせていただく。

閉会